

「事業主の先生」にこそ聴いて欲しい
「待ったナシ！改正労働基準法、
開業医が抱える問題」

特定社会保険労務士



講師 **松本 行央** 先生

アイリレイト社会保険労務士事務所 代表

日時 **11月10日(土) 18時~20時**

会場 **第三博多偕成ビル大会議室**

福岡市博多区博多駅南 1-3-6 Tel 092-472-7836

対象 **事業主である協会会員・ご家族**

参加費 **無料**

「働き方改革法」が国会で成立し、改正労働基準法が来年4月から実施されます。中でも年に10日以上有給休暇がある場合は、基準日から1年以内に5日間は有給休暇を取得させなければなりません。医療の現場にも例外なく適用され、対応への準備は今から進める必要があります。

昨年に引き続き事業主でもある先生が取るべき対策のほか、従業員とのトラブルなど実際に起った事例をもとに、その背景と対策についてお話致します。昨年の9月に引き続き「**事業主限定**」です。奮ってのご参加をお待ちしています。

FAX 092-473-7182

11/10 松本行央先生講演会ご参加申込書

医院名

会員氏名

参加人数

TEL

